許　可　申　請　書

令和　　年　　月　　日

　広島市長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　（氏名）

下記建築物の建築について，流通業務市街地の整備に関する法律第５条第１項ただし書きの許可を受けたいので，下記により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １流通業務地区の名称 | 広島市　部流通業務地区 |
| ２建築物の敷地の位置 | 広島市 |
| ３ |  |
| ４ |  |
| ５ | 新築・増築・改築・移転・用途変更 |
| ６ |  | 申請部分 | 申請以外の部分 | 合計 |
| 敷地面積 |  |  | ㎡ |
| 建築面積 | 　㎡ | 　㎡ | 　㎡ |
| 延べ面積 | ㎡ | ㎡ | 　㎡ |
| ７ | 第一石油類　 　　Ｌ | 第四石油類　　　Ｌ |
| 第二石油類　 　　Ｌ |  |
| 第三石油類 　　　Ｌ |  |
| ８ | ①付近見取図　②配置図　③各階平面図　④立面図（２面以上）　⑤断面図（２面以上）⑥求積図・求積表　⑦その他参考となる図書 |

９　申請理由

１０．運営計画

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　許　可　申　請　書

この許可申請書は、流市法第５条第１項の第1～11号に適合しないものの、同条項ただし書きに基づき、市長が特別に認める施設として、設置の許可を受けるための申請書です。

（記入例）

令和○○年　○月○○日

申請日を記入してください。

　広島市長　〇〇〇〇　様

　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　（住所）広島市西区○○町○丁目○-○

　　　　　　　　　　　（氏名）○○組合

理事長　○○　○○

下記建築物の建築について，流通業務市街地の整備に関する法律第５条第１項ただし書きの許可を受けたいので，下記により申請します。

東部流通地区又は西部流通業務地区を記入してください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １流通業務地区の名称 | 広島市西部流通業務地区 |
| ２建築物の敷地の位置 | 広島市西区○○　○丁目○○-○ |
| ３ | 託児所敷地の所在地を地番で記入してください。注）住居表示ではありません。 |
| ４ | 鉄骨造 |
| ５ | 新築・増築・改築・移転・用途変更 |
| ６ |  | 申請部分 | 申請以外の部分 | 合計 |
| 敷地面積 |  |  | 5,000.00㎡ |
| 建築面積 | 　200.00㎡ | 　1,000.00㎡ | 　1,200.00㎡ |
| 延べ面積 | 200.00㎡ | 2,000.00㎡ | 2,200.00㎡ |
| ７ | 第一石油類　 　0Ｌ | 第四石油類　　0Ｌ |
| 第二石油類　 　0Ｌ | 危険物の保管の用に供する物は数量を記入してください。 |
| 第三石油類 　　0Ｌ |  |
| ８ | ①付近見取図　②配置図　③各階平面図　④立面図（２面以上）　⑤断面図（２面以上）⑥求積図・求積表　⑦その他参考となる図書 |

・確認申請を伴う場合は、確認申請書と記載内容を合わせてください。

・５の添付図書を添えて、正副２部作成してください。

９　申請理由

　当該流通業務地区内にある当○○組合は、100を超える組合員企業から構成されており、総従業員数は約1,200人にも上っている。

　従業員には、多くの子育て世代も含まれているため、これまでも多くの従業員から、当該地区内に託児所の設置を求める声が上がっている。

　このため、○○組合では○○委員会において、○○年から、組合員企業に勤める従業員のための福利厚生施設として、託児所の設置検討を開始した。

　○○年には、共同託児所の需要を把握するために組合員企業に対してアンケート調査を実施するなどの検討を進め、交通状況などから、園児の安全に配慮した当該地に申請内容の託児所を設置することについて、○○組合理事会の承認を受けた。

　この許可申請は、本来、流市法第５条第１項の第1～11号に適合しないものの、同条項ただし書きに基づき、市長が特別に認める施設として、設置の許可を受けるための申請であるため、この欄には、「当該流通業務地区内に必要な理由」などについて記述してください。

１０．運営計画

（１）認可外託児所を○○組合が設置し、○○保育園に運営を委託する。

（２）受入れ園児の枠配分

　　　○○組合分　 　３０人（過半数）

　　　○○保育園分　２０人

（３）設置場所

　　　当該組合所有施設を２００㎡増築し、託児所として使用する。

（４）業務内容

　　　乳幼児の一時預かり、保育。

（5）交通対策

　　　駐車場５台分設置

　申請された施設が、流通業務地区の機能を害する恐れがないなど、許可基準に該当する施設であることを確認させていただくため、この欄には、当該施設の用途、規模、設置者、運営者、業務内容及び交通対策などについて記述してください。

　※この用紙に書ききれない場合は、別添可能です。